

## 平成22年度以降の自然公園に関する施策

協働型管理運営の推進  
地域自然資産法の概要及びその活用に向けた検討状況  
国立公園満喫プロジェクト  
国立公園の宿舎事業のあり方について

### < 参考 1 >

国立・国定総点検事業について

### < 参考 2 >

都市公園法の改正  
文化財保護法の改正  
日本遺産の認定  
観光地域づくり法人（DMO）の形成・確立

# 協働型管理運営の推進

## 背景 ~ 協働型運営体制のあり方検討会 ~

- 環境省では、各国立公園の現地事務所に職員を配置し、多様な関係者の協力を得つつ、自然環境の保等の管理を行っている。
- しかし、外来種や野生鳥獣による被害などの新たな課題に対応する能動的な管理や、利用者ニーズの変化を踏まえた地域振興にも配慮した適切な利用の推進のためには、地方公共団体をはじめとする**地域の関係者と国立公園の目指すべき目標（ビジョン）を共有し、一層緊密な連携を図ることが必要**であると指摘されていた（「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」）。
- 6名の有識者により「**国立公園における協働型運営体制のあり方検討会**」を平成23年度に設置し、国立公園において協働型による管理運営が求められる事項、協働型管理運営のために望ましい体制、協働型管理運営体制の推進に必要な施策等について、平成25年度までに合計7回の会議を開催し、それぞれについて方向性をとりまとめた。

## 結果 ~ 協働型運営体制のあり方検討会 ~

### 現状認識と課題

- 全国の国立公園で「**個別課題対応型**」「**個別地域対応型**」「**連絡調整型**」「**統合型**」の4つのタイプの協議会が設置されている。
- 自然環境保全のための能動的な取組、利用者ニーズ等の変化に迅速に対応したサービスの提供、地域の計画・施策との整合性の確保等のために協働型の管理運営を進めることが必要。

### 今後の取組の方向性

- 全国の国立公園において「**総合型協議会**」を設置し、国立公園のビジョン、管理運営方針、行動計画、地域のルール等を関係者が検討共有し、取り組みを進めることが必要。
- 取り組みを進める枠組みとして、総合型協議会で策定したビジョン等を国立公園管理計画の一部として位置づけ、整合性・実現性を担保する等、国立公園管理計画のあり方の見直しが必要。

### 今後の取組の進め方

- **全国の国立公園において試行的に協議会を開催し、知見を蓄積し、制度の強化を図る。**



## 現状

- 全国の国立公園 12公園 13地域で総合型協議会が設置されている。（平成31年3月15日時点）

### 代表的な事例 尾瀬

尾瀬国立公園協議会では、環境省・林野庁・自治体・民間事業者・山小屋組合・観光協会・ガイド協会・学識経験者など多様な主体が参画している。各課題に応じて小委員会等を設置し、協議内容や進捗状況を逐次共有する仕組みが確立している。

# 地域自然資産法の概要及びその活用に向けた検討状況

## 背景と目的 ~ 民間資金を用いた地域の自発的な取組を促進する必要 ~

- 地域の自然環境を保全し、及び持続可能な利用を推進するためには、公的資金を用いた取組に加えて、利用者による負担、民間団体等が寄附金を募って行う土地の取得・管理など**民間資金を用いた地域の自発的な取組を促進する必要**がある。
- そこで、議員立法によって「**地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律**（通称：「地域自然資産法」）が平成27年4月1日に施行された。（環境省及び文科省共管）
- 同法により、都道府県又は市町村は、協議会を設置し**自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する地域計画を作成**することができ、その計画に基づいて、入域料等を経費として充てて行う「**地域自然環境保全等事業**」や、寄付金等による土地の取得等（自然環境トラスト活動）を促進する「**自然環境トラスト活動促進事業**」を行うことができる。

## 基本方針・地域計画

地域社会の健全な発展にもつなげていくことを目指す

### 基本方針の策定

（環境大臣  
・文部科学大臣）

基本方針

協議

（農林水産大臣  
・国土交通大臣 等）

### 地域計画の作成

協議会

組織されない場合は  
土地の所有者等と協議

（都道府県・市町村）

地域計画

・地域自然環境  
保全等事業  
・自然環境トラスト  
活動促進事業

### 地域計画の実施

（都道府県・市町村）  
・地域自然環境保全等事業  
・自然環境トラスト活動促進事業  
・自然環境トラスト活動

（一般社団法人等）  
・自然環境トラスト活動

環境大臣等の協議・同意を経た  
地域計画に従って行うものについては、  
自然公園法の許可等を不要とする  
特例措置

## 地域自然資産区域内で行われる活動

**地域自然環境保全等事業**・・・国立公園や名勝地等地域の自然環境の保全及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であって、区域内に立ち入る者から収受する料金をその経費に充てるもの

**自然環境トラスト活動**・・・自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とし、一般社団法人等又は都道府県若しくは市町村が地域内の土地の取得等を行うこと

**自然環境トラスト活動促進事業**・・・都道府県又は市町村が、自然環境トラスト活動を促進する事業

## その他

地域計画の作成に関する助言、財政上の措置等（国の努力義務）

自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要な土地の取得（国・都道府県の努力義務）

## 現状

- 現在、竹富町と妙高市において、地域自然資産法の活用が検討されている。（令和元年8月1日現在）

### 沖縄県竹富町【竹富島】

竹富島地域自然資産協議会（平成29年6月）
竹富島地域自然資産地域計画（案）を作成（平成30年5月）
300円（任意の協力金） / 竹富島に入域する全ての人 徴収免除の対象あり

### 新潟県妙高市【妙高戸隠連山国立公園（妙高山・火打山）】

妙高山・火打山 自然環境保全協力金（入域料）検討部会 （平成30年6月） 妙高戸隠連山国立公園（妙高山・火打山）における入域料等検討会議（平成30年度）
地域自然資産計画（案）を作成中 社会実験を2か年にわたり実施中
500円（任意の協力金） / 妙高山・火打山の登山者 徴収免除の対象あり

# 満喫プロジェクトの取組について

世界水準の「ナショナルパーク」の候補として先行8公園を選定(H28.7)

国際観光旅客税の本格活用(R1年度～)

## 民間活用によるサービスの向上、受け入れ環境の整備

### 利用環境の整備

< 先行8公園の主要利用拠点・動線上の直轄施設では概ね完了 >

案内解説板、ビジターセンター展示解説の多言語化(22箇所、整備率86%)  
ビジターセンター等の改修/新築(16箇所、整備率88%)、Wi-Fi整備(17箇所、整備率100%)  
トイレ洋式化(22箇所、整備率92%)、歩道(13箇所、整備率87%)等 整備率は8公園直轄(R1整備中も含む)  
JNTOサイト内に国立公園サイト(英語)を設置。各種メディア等による認知向上。  
ビジターセンター等で3D動画を含むVR展示を4箇所に設置(R2.3)

### 体験型コンテンツの磨き上げ・受け入れ体制の強化

国立公園コンテンツ集(日・英)を17公園に拡充。185コンテンツ、44コースを掲載。OTA上で246件の予約(3月末時点)  
夜のコンテンツや地場産品によるサステナブルツーリズム、野生動物観光を開発中  
8+3公園のビジターセンターに予約機能を備えたデジタルサイネージ等を設置し、アクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供(R2.3)



### 景観の改善

阿寒湖畔にて地域で統一されたアイヌ文様を使用した遊覧船乗り場の外観修景を実施(R2.2)、十和田湖畔でも補助金を活用して建物外観を改善。  
川湯温泉(阿寒摩周)、十和田等において、廃屋撤去を実施中(R1～)



### 利用者負担による保全の仕組みづくり

妙高山・火打山(妙高戸隠)で、地域自然資産法に基づく入域料収受を開始(R2.7～)  
西表島で、西表島来訪者費用負担計画を検討中



### 多様な宿泊サービスの提供

2020年7月に日光に上質な宿泊施設が開業  
グランピング等の事業立ち上げ等を支援(R2年度11件)



### ビジターセンター等公共施設の民間開放

大山(大山隠岐)にて、設計から施工・運営まで民間に委ねるキャンプ場の再整備  
座間味ビジターセンター整備に着手。R3年度よりカフェ・物販を含めた民間による一体的な管理運営を行う



訪日外国人の国立公園利用者数  
490万人(2015年)  
→667万人(2019年)

訪日外国人の国立公園の満足度 96.5%  
リピーター率 14%

## 国内外への強力な情報発信

### 民間事業者等との連携

「国立公園オフィシャルパートナー」が計75社に達する(R1.7)(交通系、旅行会社、DMO等)。取組例)2019年上期に国立公園をテーマにした旅行キャンペーンを実施



九州中部・南部の4地方銀行と環境省で連携協定締結(R2.1)

### 情報サイト・SNS・海外メディア等による発信

JNTOサイト内に、国立公園サイト(環境省管理)を設置し、OTAと連携し予約まで一気通貫で可能に。



### 国内外の旅行博等での発信

新宿御苑に国立公園の情報を総合的に発信する「National Parks Discovery Center」がオープン(R2.7)  
国立科学博物館において日本博「国立公園展」を実施予定(8/25～11/29)  
ツーリズムEXPOジャパンへの出展による情報発信、海外バイヤー商談会でのビジネスマッチングを支援予定(10月末)



## 管理事務所の体制強化

大雪山と上信越高原で国立公園管理事務所を新設(R2年度)  
民間企業経験者等を「利用企画官」として採用・配置



# 国立公園の宿舎事業のあり方について

## 背景、現状と課題

- 国立公園満喫プロジェクトにおいて、豊かな自然や地域文化を深く満喫できる多様な宿泊体験を増やしていくことが課題。あわせてニーズ等の変化による課題も併せて取り上げ、宿舎事業のあり方について、今後の施策の方向性等を示すことを目的に平成30年度に整理。
- 観光から得られた利益を保全に還元し、**保護と利用の好循環**を実現することで、**国立公園の資源管理を充実**させる。そのため、協働型管理運営として公園事業者、観光関係者、地域住民等を含めた様々な関係者による地域ビジョンの共有が重要。
- インバウンド増加、集団から個への旅行形態の変化、旅行者ニーズの多様化等の傾向。国立公園内における**宿泊施設等の廃屋化**が問題。宿泊施設の事業形態の多様化・複雑化への対応が必要。

## 基本的な考え方

### 国立公園の宿舎事業の役割

- 自然公園法に基づき、事業者は国に代わって国立公園の非日常の風景の中での宿泊を公平に提供。保護された自然環境の中で事業を行う者として、自然環境の保全と地域の将来像に責任をもった事業の実施が必要。また、宿泊機能だけでなく自然や地域文化を満喫するアクティビティや情報の提供を行う拠点としての役割も求められる。

### 管理経営に求められる基本的な考え方

宿舎事業の管理経営における基本的な事項について整理（国立公園の自然環境の保全への貢献 / その土地にふさわしい本物の体験ができるアクティビティの充実 / 持続可能性を考慮した環境対策の推進 / 地産地消による地域社会の持続性への貢献）

## 目指す方向性

### (1) 国立公園の魅力を発信する新たな宿泊体験の提供

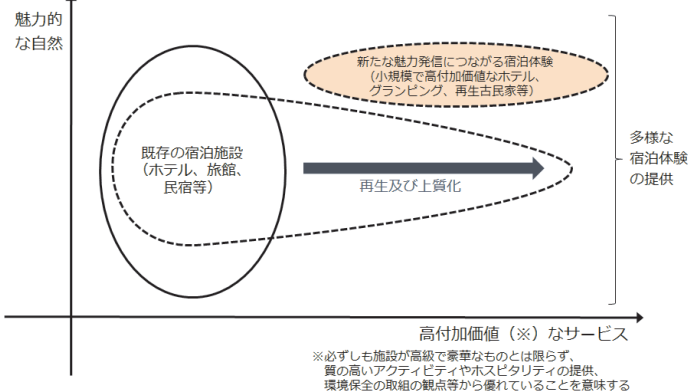
自然や文化への理解が深く、その土地にふさわしい本物の体験に価値を感じる旅行者に向けた宿泊施設は、小規模で風景と調和し、徹底した環境の取組が求められる。これらが事業としても持続可能であるためには、高付加価値なサービスとしていくことが必要。

#### 新たな宿泊体験のイメージ

【小規模で高付加価値なホテル】 【グランピング】 【再生古民家】

国立公園の魅力を発信する新たな宿泊体験の充実に向けた対応

図：国立公園の宿舎事業が目指す方向性のイメージ



### (2) 既存エリア・施設の再生・上質化

既存の開発エリアや施設では**定期的な設備投資等により質を維持**しつつ、劣化した施設の**再生と上質化**により、増加する訪日外国人旅行者等の**新たな利用者ニーズに対応**。

#### 集団施設地区等の再生

- 地元の**自治体と民間事業者**が、**地域の再整備**（景観デザインの統一、廃屋の撤去等）を**総合的に実施する支援制度**の検討。
- 地域関係者が**マスタープランを作成・共有**し、**官民協働**で取組むことが重要であり、**新たな民間投資**による事業も検討。

#### 新たな廃屋化の防止

- 事業者に対し、特別に事業が認められていることを踏まえ、**責任ある事業執行**を求める。
- 事業者の経営状態を**継続的に把握していく仕組み**等について検討。

#### 多様化する経営手法への対応

##### 【所有・経営・運営の分離】

- 自然公園法上の責任を適切に履行できるよう、認可時の事業者間の契約関係確認など、**責任ある安定的な経営体制の構築**を促す。
- 原状回復命令等の自然公園法に基づく命令を履行する**責任を直接負わせる仕組み**の検討。など

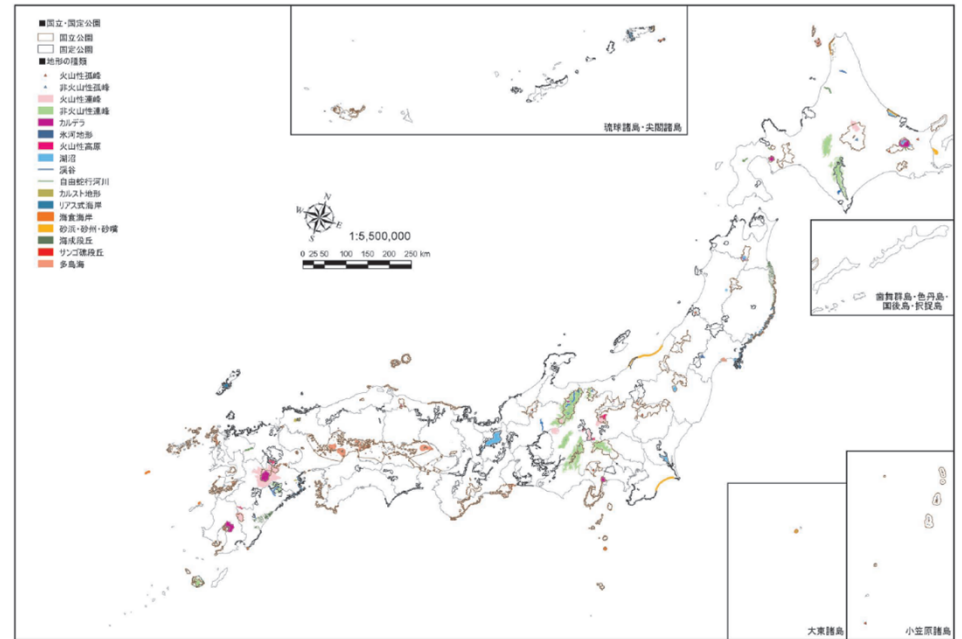
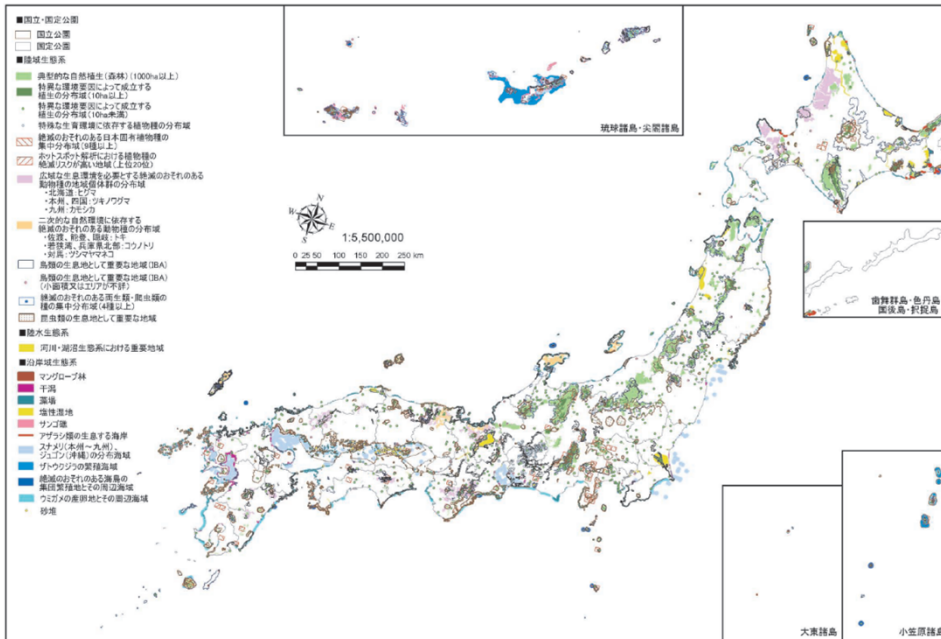
##### 【分譲型ホテルの課題】

- オーナーや会員の優先利用により、一般の公園利用者と利用較差が生じないよう、公園事業としての**公益性・公平性の確保**が必要。
- 個人に所有権が分散することについて、将来、撤去等の意思決定ができず建物が存置され風景が悪化することがないような対応が必要。
- エリアによっては利用者に質の高いサービスを提供するための手法として有効となる可能性や、廃屋が目立つエリア等の**再生に効果的な民間投資となる可能性**について要検討。

# 国立・国定公園総点検事業について

## 背景 ~ 総点検事業における新規指定・大規模拡張候補地 ~

- 平成19年度から平成22年度にかけて行われた「国立・国定公園総点検事業」において、国立・国定公園の候補地を検討。
- 自然環境（生態系及び地質地形）の観点から重要な地域を抽出し、当時の国立・国定公園区域との重複状況の分析（ギャップ分析）を実施。
- ギャップ分析の結果を元に、今後10年間を目途に国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地として、18地域を公表。



生態系の観点から重要な247地域（植生、河川生態系、干潟、生物の生息基盤等）\*

地質地形の観点から重要な88地域（山地、湖沼、カルスト地形、海岸、島嶼等）\*

### 国立・国定公園との重複状況を分析

#### 自然の風景地としての傑出性を評価

- 固有種が集中して分布している地域
- 地形地質の形成史を反映した特徴的な生態系が成立している地域
- 多様な生態系が複合的に一体となって豊かな風景を形成している地域

#### 自然の風景地としての傑出性を評価

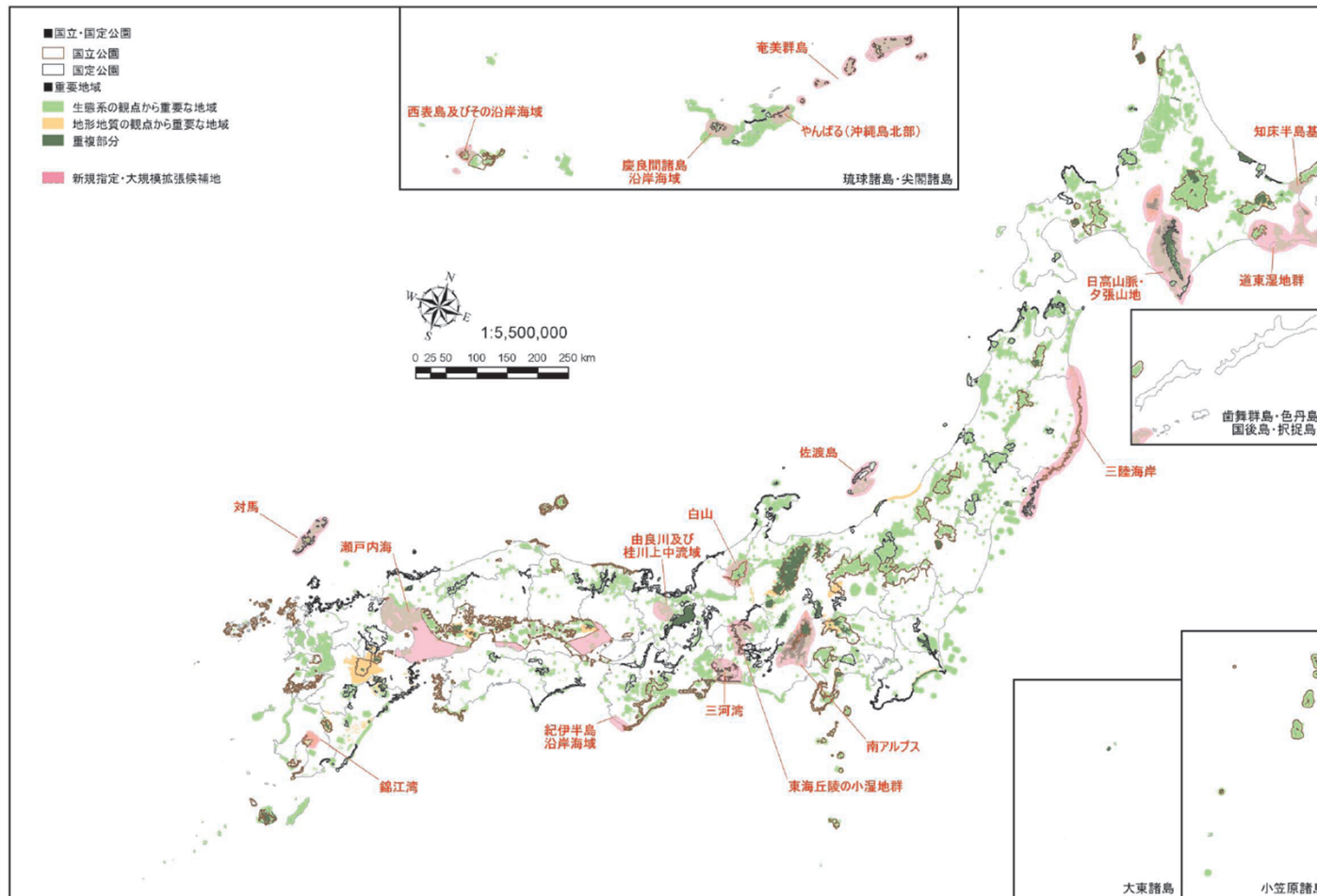
- 日本列島の地帯構造区分を考慮した上で、我が国を代表する傑出した規模を有し、優れた風景を形成している地域

\* 環境省(2010): 国立・国定公園総点検事業について: 環境省, pp8-9

# 国立・国定公園総点検事業について

国立・国定公園と重複していない、又は一部重複している地域で、自然の風景地として傑出性が高い地域を抽出

社会環境等の観点から検討：地域の意向・熱意、利用のあり方、管理体制  
総点検事業の候補地検討においては、生態系・地形地質の重要性、風景地としての傑出性を前提としつつも、利用の視点が導入された。



国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地 18地域\*

\* 環境省(2010): 国立・国定公園総点検事業について: 環境省, p13

# 国立・国定公園総点検事業について

## 背景 ~ 総点検事業における新規指定・大規模拡張候補地 ~

- 候補地として挙げられた18地域それぞれについて、自然の風景地としての評価と、今後の**具体的な方向性**（例：隣接する国立公園の拡張による指定、当時の国定公園地域を含む国立公園の新規指定など）が提示された。

## 現状・結果 ~ 候補地18地域の新規指定等状況 ~

### 現状認識と課題

- 令和元年8月時点における候補地18地域の新規指定等状況は、下表の通りであった。
- 18地域のうち、**12地域について、新規指定または区域の拡張等が行われ一部完了含め当初の目標を達成した。**
- 一方、**6地域については現在調整中も含め未了**である。

No	総点検事業		現状	
	候補地名	方向性	状況	関係する自然公園
01	知床半島基部	拡張	完了	知床国立公園
02	道東湿地群	拡張 or 新規	未了	厚岸国定公園
03	日高山脈・夕張山地	拡張 or 新規	未了	日高山脈襟裳国定公園
04	三陸海岸	拡張	一部完了	三陸復興国立公園
05	佐渡島	拡張	未了	佐渡弥彦米山国定公園
06	南アルプス	拡張	未了	南アルプス国立公園
07	東海丘陵の小湿地群	拡張	一部完了	愛知高原国定公園
08	三河湾	拡張	未了	三河湾国定公園
09	白山	拡張	一部完了	白山国立公園

No	総点検事業		現状	
	候補地名	方向性	状況	関係する自然公園
10	紀伊半島沿岸地域	拡張	完了	吉野熊野国立公園
11	由良川及び桂川上中流域	新規指定	完了	京都丹波高原国定公園
12	瀬戸内海	拡張	一部完了	瀬戸内海国立公園
13	対馬	拡張	未了	壱岐対馬国定公園
14	錦江湾	拡張	完了	霧島錦江湾国立公園
15	奄美群島	新規指定	完了	奄美群島国立公園
16	やんばる（沖縄県北部）	新規指定	完了	やんばる国立公園
17	慶良間諸島沿岸地域	新規指定	完了	慶良間諸島国立公園
18	西表島及びその沿岸地域	拡張	完了	西表石垣国立公園

### 今後の取組の方向性

- 候補地18地域について、調整の経緯と課題の取りまとめを行う。
- 特に未了である6地域について、従前の経緯と課題を踏まえて、今後の指定等に向けた指針を作成する。**



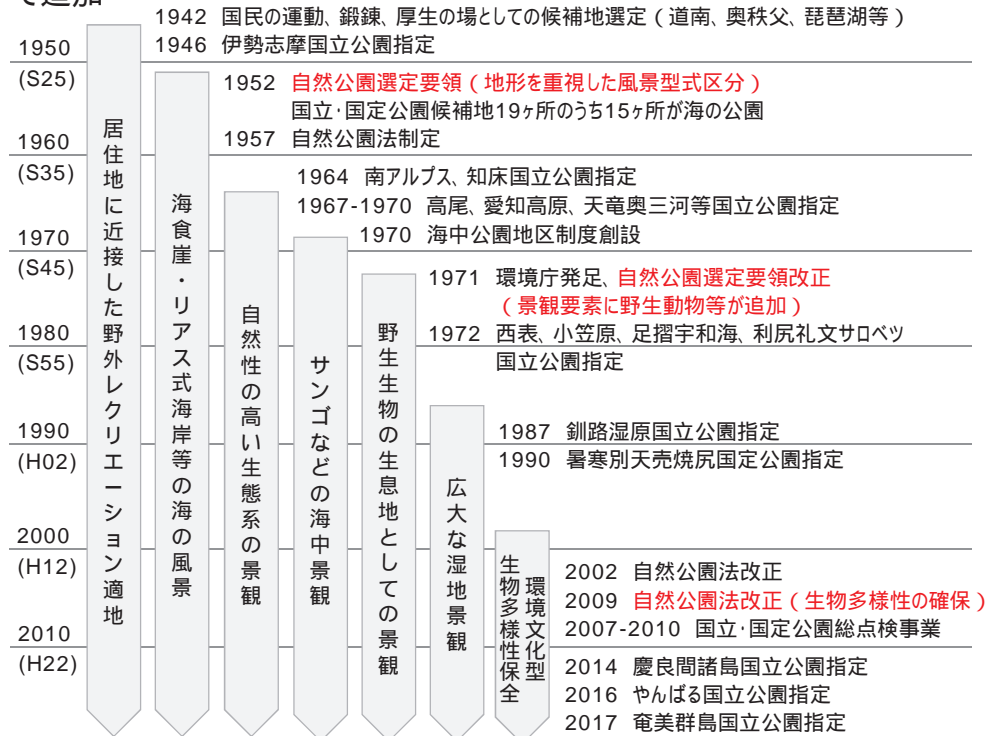
# 国立・国定公園に求められる資源性や風景観の変化

## 資源性の変化\*

- 自然公園における資源性は、景観や動植物といった**対象**と、原始性や多様性といった**価値**により構成されると捉えることが可能
- 自然公園法制定以降、新規指定または主要な拡張のあった国立公園の指定書・公園計画書において
  - **対象**：  
「**景観**」に対する言及は通時的に認められる  
初期には「**地形**」に関する表現が多く、以降、自然公園法や自然公園選定要領の改正に応じて、「**動植物**」「**生態系**」に関する表現が増加
  - **価値**：  
総合的な価値表現（すぐれた、美しい、貴重な等）は通時的に認められる  
初期には**原始性**（原生の、自然性の高い等）や**豪壮性**（豪壮な、壮大な）に言及する価値表現が多く、以降、**希少性**（特異な、希少な等）、**固有性**（特徴的である、独特の等）、**多様性**（変化に富んだ、複雑な、多彩な、豊かな等）が増加  
それぞれの価値表現に接続する対象も、時期により異なる
- 2002(H14)年の自然公園法改正で、草原、里山など**二次的自然を国立公園の重要な要素として位置づけ**
- 国立・国定公園総点検事業では、「**草原**」「**照葉樹林**」「**里地里山**」「**海域**」などについて、特にすぐれた自然風景地の対象として積極的に評価を進めることを方針として提示

## 風景観の変化

- 初期には「**地学的見地から同一型式の風景を代表して傑出せること**」を必須の条件として、**名所・旧跡・伝統的な探勝地**や、**山岳など原始性の高い自然の大風景地**を国立公園として選定\*\*
- 時代が下るにつれて、複数の視点が自然公園の指定における風景評価軸として追加



戦中・戦後期から平成期における自然公園指定の風景評価軸とその変遷\*\*\*

## 今後の検討の方向性

- 国立・国定公園の**ストーリー**や**二次的自然**、**文化的景観**、**利用のあり方等**を意識して、**新規指定**や**区域の適切性**等を検討する。
- 沿岸海域の保全のため、**海域の公園区域の指定の考え方**について**整理**を進める。

\* 渡辺綱男, 佐々木真二郎, 四戸秀和, 下村彰男(2012): わが国における国立公園の資源性とその取扱いの変遷に関する研究: ランドスケープ研究75(5), 483-488

\*\* 岡野隆宏(2013): わが国最初の国立公園選定の際の風景評価: ランドスケープ研究6, 18-24

\*\*\* 環境省(2011): 平成23年度 第4回人と自然の共生懇談会 主要論点に関する資料4-1 をもとに事務局作成


# 都市公園法の改正

## 背景 ~ 適切な管理の推進と民間活力を活かした都市公園の保全・活用 ~

- 都市における緑地の保全及び緑化並びに**都市公園の適切な管理を一層推進**するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するための「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が、平成29年2月10日に閣議決定された。
- 公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものであり、また、災害時の避難地としての役割も担っている。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっている。こうした様々な役割を担っている都市の緑空間を、**民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくために**、関係法律が一括して改正された。同年6月15日に、都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が施行された（一部については平成30年4月1日施行）。

## 改正内容及び事例

出典：「都市公園法改正ポイント」(国土交通省都市局公園緑地・景観課)をもとに作成

<p>1. 公募設置管理制度 (Park-PFI)の創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き</li> <li>事業者が設置する施設から得られる<b>収益を公園整備に還元することを条件</b>に、事業者には都市公園法の<b>特例措置</b>がインセンティブとして適用される</li> <li>条件: 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備・改修等を一体的に行うこと</li> <li>特例1: 設置管理許可期間の特例（10年 20年） / 特例2: 建蔽率の特例（2% 12%） / 特例3: 占用物件の特例</li> <li>（参考事例）天王寺公園エントランス（てんしば）（大阪市）民設民営による都市公園の再整備事例 / 大津湖岸なぎさ公園（大津市）地方における民活事例 / 山下公園（横浜市）管理許可者の公募と併せて公共施設を整備</li> </ul>
<p>2. PFI事業の設置管理許可期間の延伸</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園におけるPFI事業は主にプールや体育館等の大規模施設で活用されており、事業の契約期間が長期に渡るものが多い。</li> <li>PFI事業により公園施設を整備する場合の設置管理許可期間を<b>PFI事業の契約期間にあわせて延伸</b>することで、事業者の<b>長期的事業運営を確保し</b>、より<b>多くの民間参入を促進</b>する。</li> <li>公園施設を整備する場合の設置管理許可期間（現行：最長10年）を、PFI事業契約の契約期間の範囲内（最長30年）で公園管理者が設定できることとする。</li> <li>（参考事例）事業名：噴火湾パラマパークビジターセンター等整備運営事業、PFI対象施設：プール、健康増進施設、事業開始：平成15年、運営期間：17年</li> </ul>
<p>3. 保育所等の占用物件への追加 (特区の全国措置化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家戦略特区法改正により、特区内の都市では都市公園における占用許可特例として保育所等の設置が可能。</li> <li>待機児童解消の取組強化に向けて、都市公園における保育所等の設置について、オープンスペース機能を損なわない範囲で、特区以外の都市においても可能とする。</li> <li>保育所その他の社会福祉施設であって政令で定めるもの（通所型）について、政令で定める技術基準等を満たす場合には、公園管理者は占用を許可。</li> <li>&lt;施行令で規定する事項&gt; 設置可能な社会福祉施設（通所型）：保育所、学童クラブ、老人デイサービスセンター、障害者支援施設等（参考事例）汐入公園・認可保育園</li> <li>技術的基準： 施設の敷地面積は、公園の広場面積の100分の30以内 / その他、外観、構造等に関する基準（他の占用物件と同様）（東京都、荒川区）</li> </ul>
<p>4. 公園の活性化に関する協議会の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園管理者は、都市公園の<b>利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織</b>することができる。</li> <li>各構成員には、協議が整った事項について<b>尊重義務</b>がある。</li> <li>（協議会における協議事項例） 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整 / キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り / 都市公園のマネジメント方針、計画等</li> </ul> 
<p>5. 都市公園の維持修繕基準の法令化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>供用中の都市公園のうち設置から40年以上経過したものが平成26年度末で約16%。20年後には約6割に達する見込み。また、遊具については設置から20年以上経過したものが約5割。</li> <li>都市公園の<b>維持修繕基準の規定</b>を設け、<b>適切な時期に点検を行い</b>、<b>必要な措置を講ずることを義務付けること</b>により、予防保全による長寿命化・安全対策を徹底。</li> <li>都市公園の<b>維持修繕基準の法令化</b>: 都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するように行うものとする。</li> </ul>

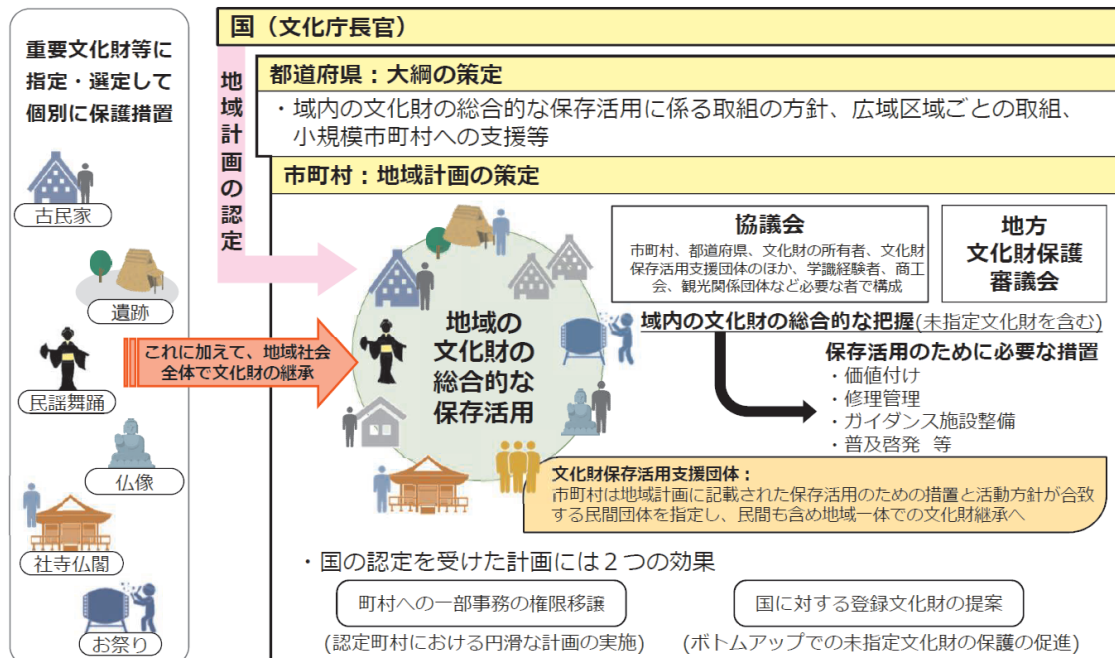
# 文化財保護法の改正

## 法改正（平成30年）の趣旨

- 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

## 改正による新たなスキーム（イメージ）

### (1) 地域における文化財の総合的な保存・活用



### (2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

○個別の文化財の保存活用計画の国の認定

**国：文化庁長官**

認定

**所有者・管理団体：保存活用計画の作成**

「旧〇〇家住宅」保存活用計画 「〇〇図屏風」保存活用計画 「〇〇城跡」保存活用計画 等

**【計画の認定を受けることによる効果】**

- 国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- 美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

○所有者に代わり文化財の保存活用を担う主体の位置付け

「特別な事情があるとき」に選任できるとしている管理責任者について、必要があるときに選任できるよう要件拡充する



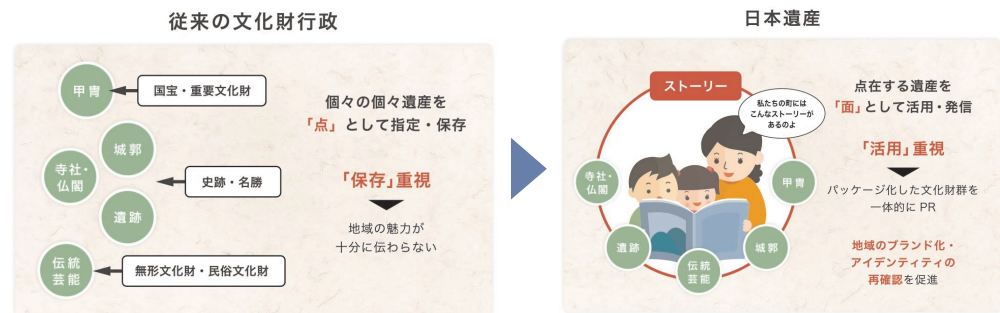
### (3) 地方文化財行政の推進力強化

- 地方における文化財保護の所管は教育委員会だが、文化行政全体としての一体性やまちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、条例により、**文化財保護の事務を首長が担当できるようにする**
- ただし、首長部局に移管する場合は、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡等に対応するため、文化財保護法において任意設置となっている地方文化財保護審議会の設置を必須とする

# 日本遺産の認定

## 目的 ~有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用~

- 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を**地域が主体となって総合的に整備・活用**し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的に創設。



## 認定申請と審査基準

### 認定ストーリー

歴史的経緯や地域の風習に根ざし、世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたものであること。

ストーリーの中核には、地域の魅力として発信する明確なテーマを設定の上、建造物や遺跡・名勝地、祭りなど、地域に根ざして継承・保存がなされている文化財にまつわるものを据えること。

単に地域の歴史や文化財の価値を解説するだけのものになっていないこと。

単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」と複数の市町村にまたがってストーリーが展開する「シリアル型（ネットワーク型）」がある

### 申請者等

申請者は地方公共団体で、年1回、都道府県を通じて公募

### 認定の可否

外部有識者で構成される「日本遺産審査委員会」の審査結果を踏まえ、文化庁が認定

### 審査基準

- ストーリーの内容が、地域の際立った歴史的特徴・特色を示すものであるとともに、日本の魅力を十分に伝えるものとなっていること。（観点：興味深さ、斬新さ、訴求力、希少性、地域性）
- 日本遺産という資源を活かした地域づくりの将来像と、実現に向けた具体的な方策（地域活性化策）が適切に示されていること。
- ストーリーの国内外への効果的な発信や、日本遺産を通じた地域活性化策の実施が可能となる体制が整備されていること。

## 認定状況

2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに、全国100か所程度を日本遺産に認定することを目指している。

平成27年度  
18件（18件認定）：24府県  
平成28年度  
37件（19件認定）：33府県  
平成29年度  
54件（17件認定）：40府県  
平成30年度  
67件（13件認定）：43府県

## 地域への支援

### 日本遺産魅力発信推進事業

認定地域が主体となって日本遺産を活用した地域活性化の取組を行うことができるよう、以下の事業に対して、認定後3年間を目途として財政支援

情報発信、人材育成事業  
普及啓発事業  
調査研究  
公開活用のための整備

### 日本遺産プロモーション事業

#### アドバイザー派遣事業

認定地域が抱える個別の課題やニーズに対して、専門家を派遣し指導・助言  
国内外への「日本遺産」の周知  
民間企業と連携したイベントの開催、「日本遺産ポータルサイト」での情報発信  
ポスト2020に向けた取組  
2020年イベント開催や官民プラットフォーム形成による民間企業との連携を図り自立化を促進

## 認定地域の評価

各認定地域において地域活性化の方策が図られている一方、各認定地域の取組に温度差

P D C A サイクルによる事業の促進を行うべく、平成29年度に外部有識者からなる「日本遺産フォローアップ委員会」を立ち上げ、各認定地域の取組の評価を実施しその結果を通知

各認定地域において、評価結果を踏まえた事業の見直し等による地域活性化を促進

# 観光地域づくり法人（DMO）の形成・確立

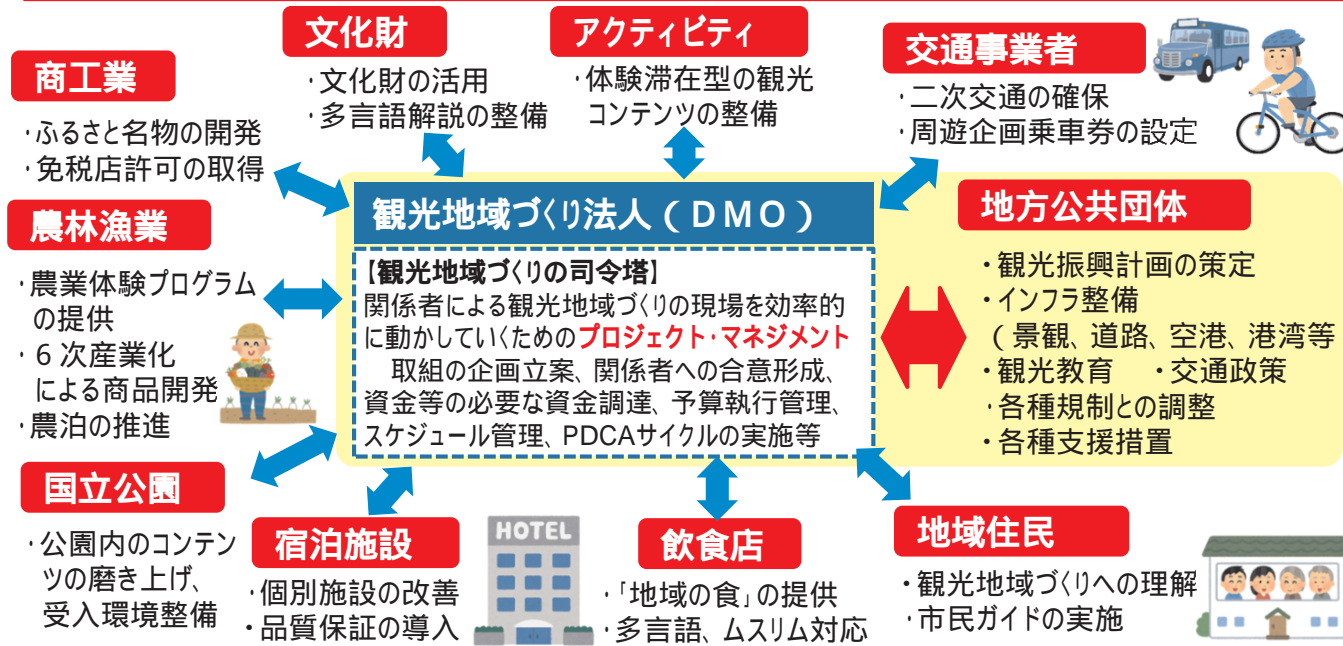
## 観光地域づくり法人（DMO）

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人

DMO : Destination Management / Marketing Organization

## 地域の関係者を巻き込んだ体制の構築

観光地域づくり法人(DMO)を中心とし、地域の関係者が主体的に参画した体制を構築



ターゲティング等の戦略策定

観光コンテンツの造成

受入環境の整備

地方誘客 旅行消費拡大